

改正

平成14年3月26日条例第7号

平成14年3月31日条例第10号

平成20年3月27日条例第15号

平成20年9月11日条例第21号

平成24年12月26日条例第31号

平成31年3月7日条例第7号

館林市議会政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、館林市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、館林市議会（以下「議会」という。）における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 会派に対する政務活動費は、次の各号に定める当該会派の所属議員数に月額12,500円を乗じて得た額を、当該年度分一括して交付する。

- (1) 年度当初において結成されている会派については、4月1日における所属議員数
- (2) 年度の途中において新たに結成された会派については、結成された日の属する月の翌月1日（その日が月の初日に当たる場合は、当月1日）における所属議員数
- (3) 年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月1日（その日が月の初日に当たる場合は、当月1日）における所属議員数

2 政務活動費は、4月に、当該年度に属する月数分を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

4 月の初日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

5 政務活動費は、第2項に規定する場合は4月20日に、第3項に規定する場合は交付対象となる最初の月の20日に交付する。ただし、その日が館林市の休日を定める条例（平成元年館林市条例第16号。以下「条例」という。）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い条例第1条第1項に規定する休日でない日とする。

（所属議員数の異動に伴う調整）

**第4条** 年度の途中において会派の所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派の代表者は当該上回る額を速やかに返還しなければならない。

2 年度の途中において会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散の日の属する月の翌月分（その日が月の初日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

**第5条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

**第7条** 会派の代表者は、交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、規則で定める様式により、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

2 会派が解散（任期満了を含む。以下この項において同じ。）したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、会派が解散した日の属する月（その日が月の初日の場合は、前月）までの収支報告書を、規則で定める様式により、解散した日から30日以内に議長に提

出しなければならない。

- 3 前2項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添付しなければならない。

（政務活動費の返還）

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額の政務活動費は返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の収支報告書等の閲覧については、館林市情報公開条例（昭和61年館林市条例第33号）の定めによる。

（透明性の確保）

**第10条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

**第11条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年3月26日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年3月31日条例第10号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月27日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条及び第9条の規定は、平成20年4月1日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 9 月11日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成24年12月26日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の館林市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例による改正前の館林市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月 7 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	政務活動、議会活動及び市の施策について住民に報告し、PRするために要する経費
広聴費	住民からの市政及び施策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	政務活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で政務活動に必要な経費